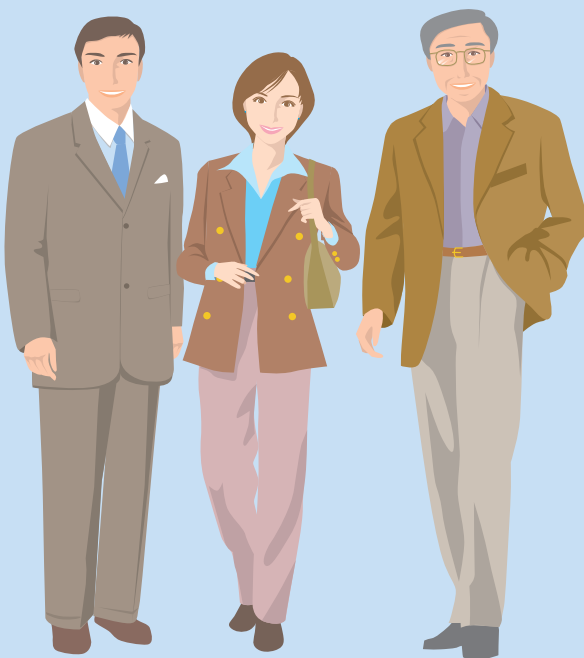
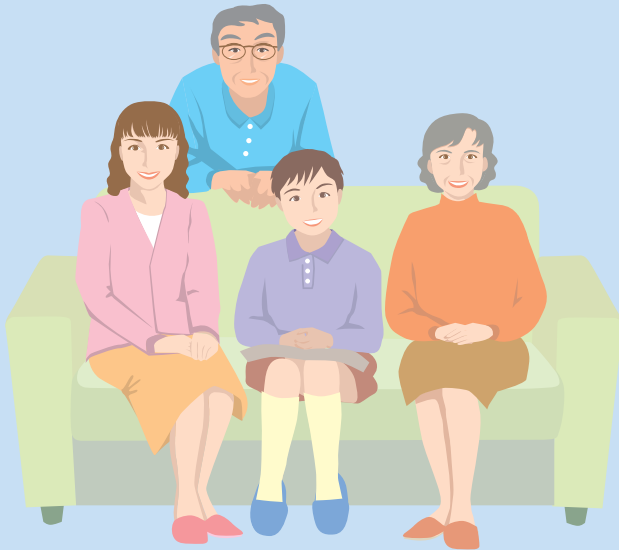


司法制度改革

—より身近で、速くて、頼りがいのある司法へ—



司法制度改革とは？

Q 司法制度改革が、なぜ必要なのですか？

A 行政改革や経済構造改革等の一連の諸改革によって、日本の社会は、様々な規制や指導を通じて個人や企業の活動を事前に調整する「事前規制・調整型の社会」から、国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、ルール違反に対しては、後からチェック・救済する「事後チェック・救済型の社会」へ変わりつつあります。また、急速な国際化も進んでいます。

このような社会の変化によって、司法の果たすべき役割が、これまで以上に大きくなります。

しかしながら、現在の司法に対しては、「法曹(裁判官、検察官、弁護士)の数が足りない」、「裁判に時間がかかる」などの問題点が指摘されています。

そこで、このような新しい社会にふさわしい、国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法を作るために、司法制度改革が必要なのです。

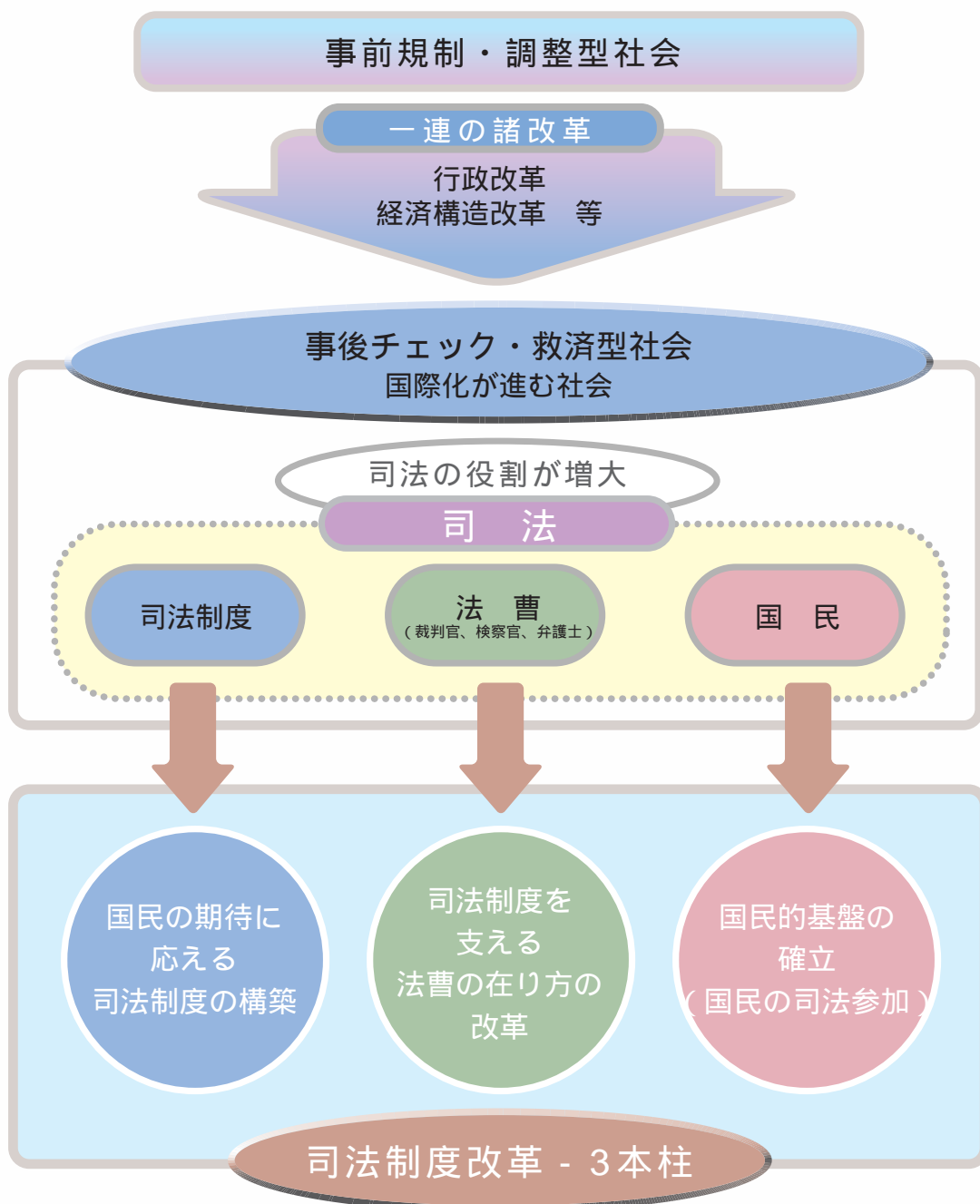
Q 司法制度改革を今後どのように進めていくのですか？

A 平成13年6月に司法制度改革審議会が内閣に提出した意見の趣旨にのっとり、政府全体で司法制度改革に取り組むため、同年12月1日、内閣総理大臣を本部長とする司法制度改革推進本部が設置されました。

司法制度改革推進本部の設置期限(平成16年11月末)までの間に、最高裁判所や日本弁護士連合会等とも協力しながら、司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)に従って、必要な作業を進めていきます。

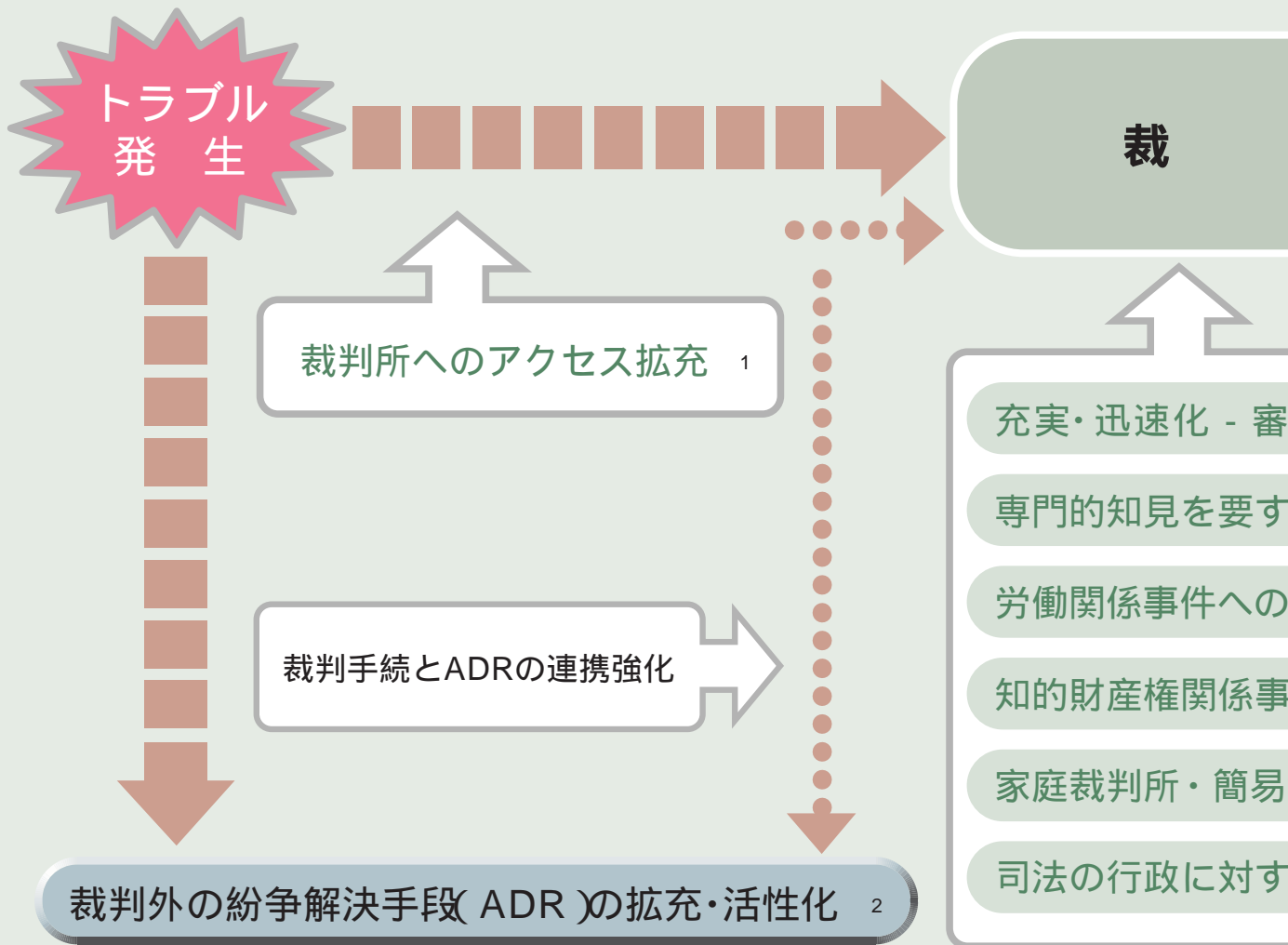
司法制度改革の基本理念

21世紀の我が国の社会を支える、新たな司法制度へ



民事司法制度の改革

より使いやすく、迅速な手続へ



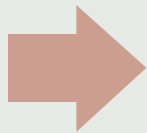
1 裁判所へのアクセス拡充

司法に関する情報をより入手しやすくするため、司法に関する情報提供窓口の充実などを実現します。
訴訟をより利用しやすくするために、訴えを起こす際に納める手数料が負担にならないよう改善し、勝訴した場合に、弁護士費用の一部を相手に負担してもらう制度を導入します（不当に訴えの提起を萎縮させないよう、一律には導入しません。）。また、訴訟に必要な費用（弁護士報酬など）を立て替える制度（民事法律扶助制度）を充実します。

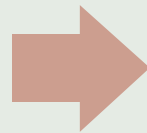
2 ADR

裁判によらない紛争解決方法のことです。Alternative Dispute Resolution の略。
例えば、民事調停や行政機関（公害等調整委員会等）・民間機関（弁護士会仲裁センター等）による仲裁、調停、あっせんなどがあります。

判



判決・和解等



執行



権利の確実な実現

理期間をおおむね半減

る事件への対応強化

対応強化

件への対応強化

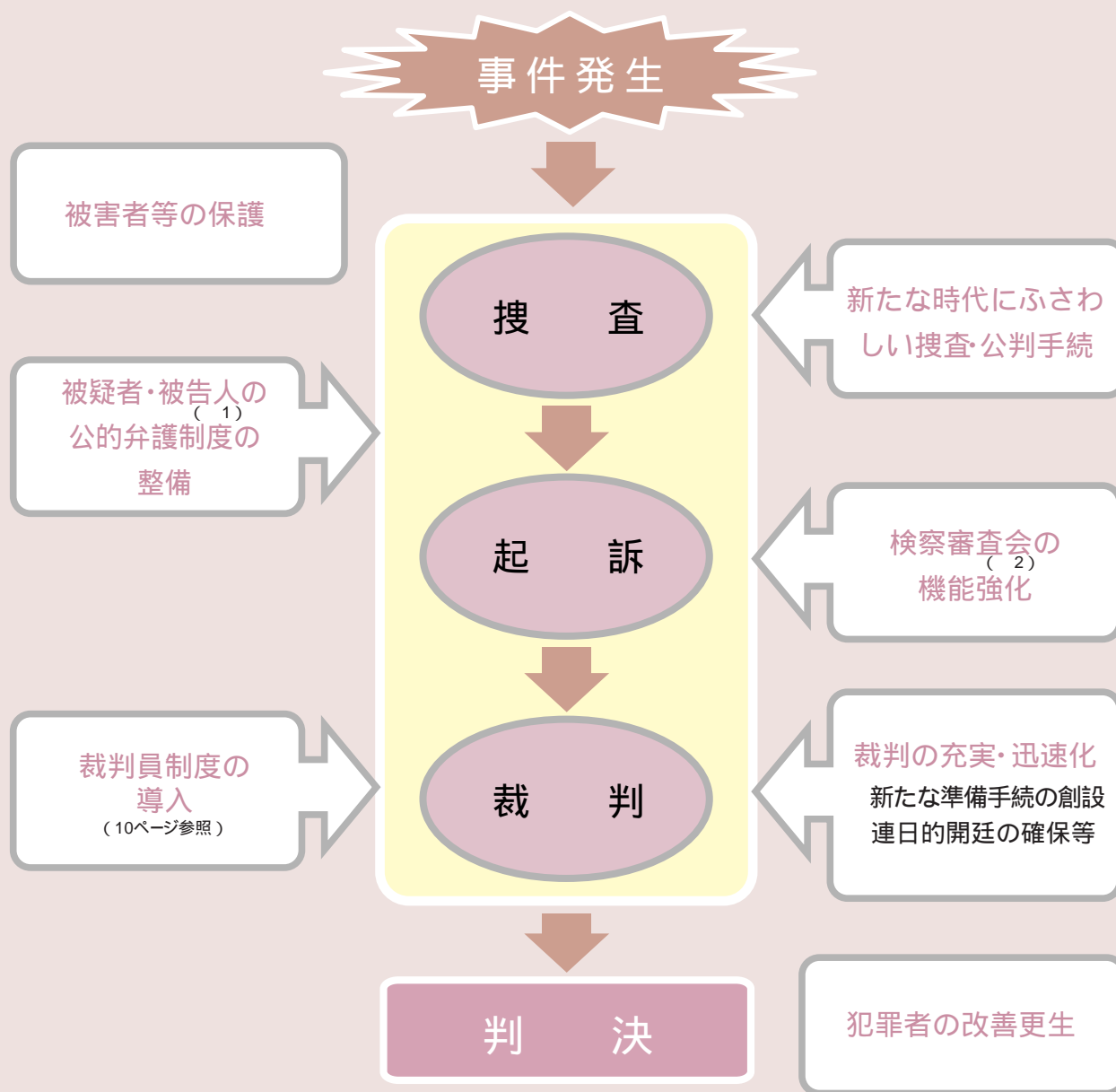
裁判所の機能の充実

るチェック機能の強化



刑事司法制度の改革

より充実し、迅速な手続へ



1 被疑者と被告人

被疑者とは、犯罪を犯したという疑いで、警察などの捜査機関から捜査の対象とされている起訴前の者をいいます。被告人とは、検察官から起訴され、裁判を受けている者をいいます。現在は、国が被告人のために弁護人をつける国選弁護制度があります。

2 検察審査会

検察官の公訴を提起しない処分(不起訴処分)の当否を審査することや、検察事務の改善に関する建議または勧告を行う機関です。全国に201(平成14年4月1日現在)の検察審査会が置かれ、一般の国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員で構成されています。

国際化への対応

国際化に対応できる司法へ

民事司法の国際化

国際的な民・商事紛争を迅速に解決します。

刑事司法の国際化

国際的な犯罪の増加に対応します。

法整備支援の推進

開発途上国に対する法整備支援を推進します。

弁護士(法曹)の国際化

弁護士の国際化への対応を抜本的に強化します。
外国法事務弁護士等との提携・協働を推進します。

法曹人口の拡大

法曹人口の大幅な増加

司法試験合格者数

平成13年(2001年)には、年間約1,000人を
 平成14年(2002年)には、年間1,200人程度に
 平成16年(2004年)には、年間1,500人程度に
 平成22年(2010年)頃には、年間3,000人程度に



法曹人口

平成13年(2001年)は、約22,000人を
 平成30年(2018年)頃には、5万人規模へ到達



裁判所・検察庁の人的体制の充実

裁判官・検察官の大幅増員を図ります。
 裁判所職員(裁判所書記官など)や検察庁職員(検察事務官など)の適正な増加を図ります。

法曹人口の諸外国との比較

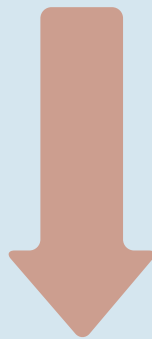
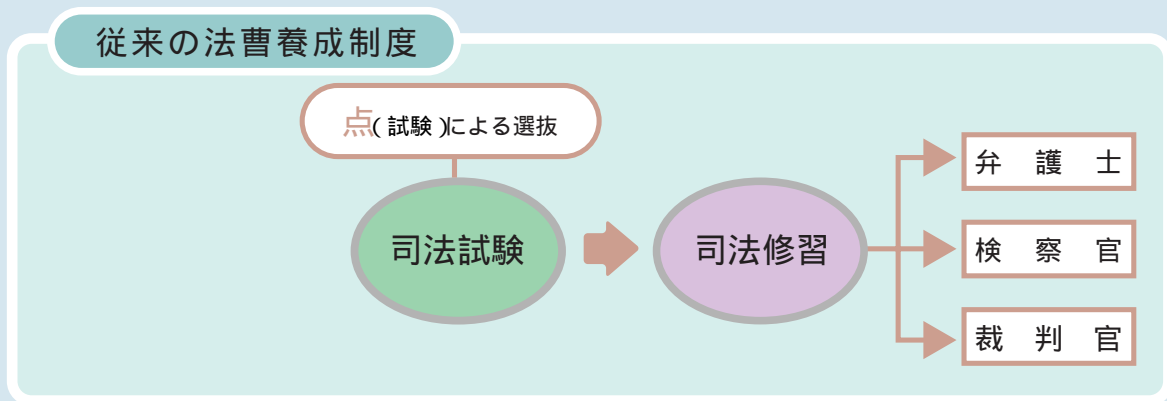
	アメリカ	ドイツ	イギリス	フランス	日本
法曹人口(約)	941,000	111,000	83,000	36,000	20,000
法曹1人当りの国民数 (約)	290	740	710	1,640	6,300

(1997年)

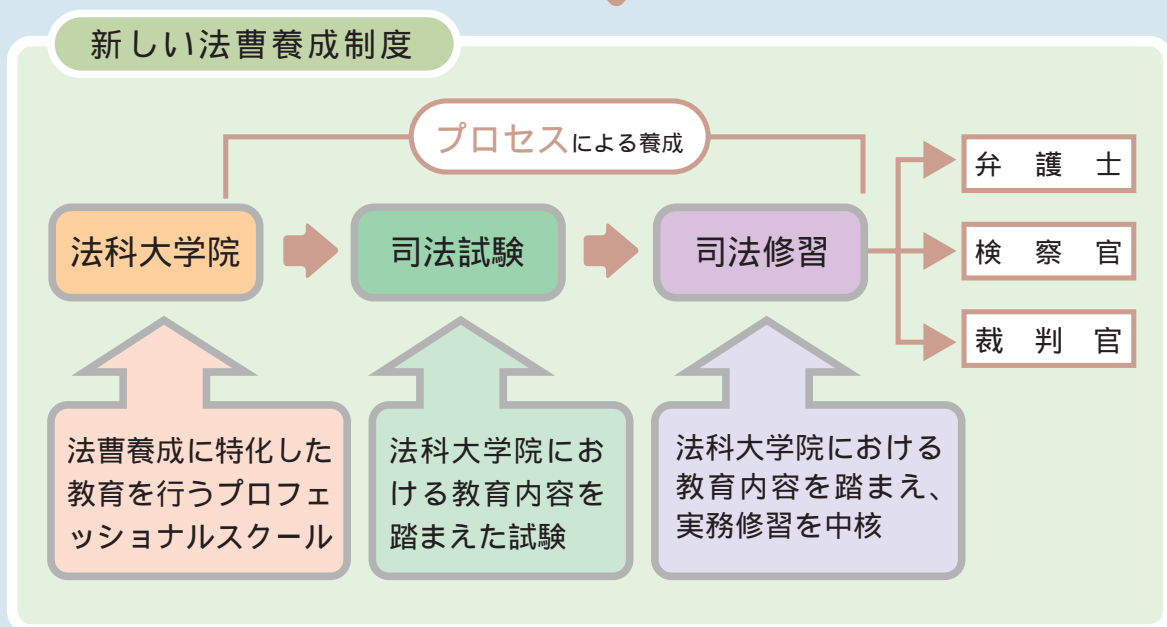
法曹養成制度の改革

法科大学院を中核とするプロセス重視の法曹養成制度へ

従来の法曹養成制度

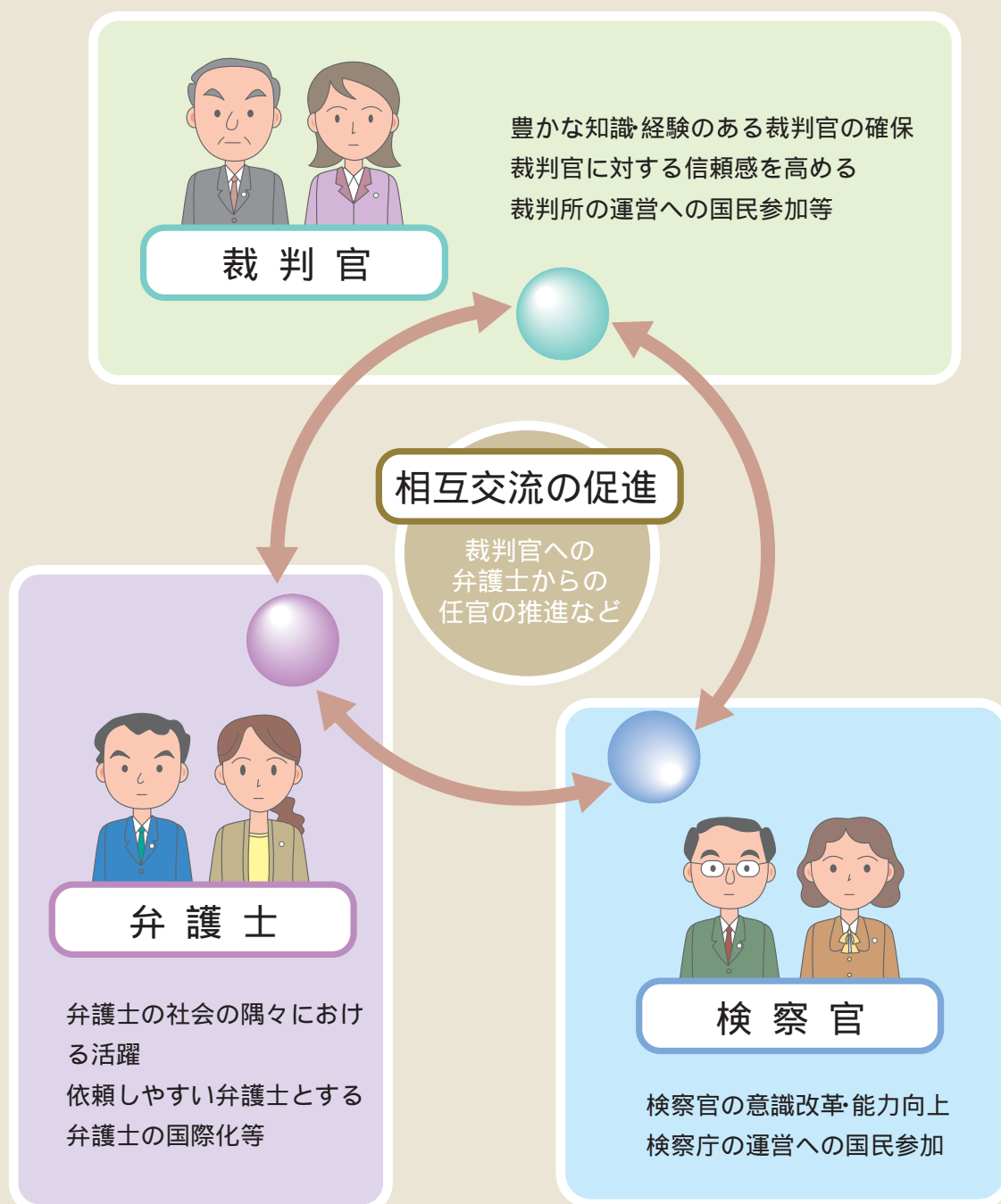


新しい法曹養成制度



弁護士・検察官・裁判官制度の改革

真に国民の期待と信頼に応えることができる法曹へ



国民の司法参加

裁判員制度

刑事訴訟手続への新たな参加制度(裁判員制度)の導入

国民が、一定の重大な罪の刑事裁判において、裁判員として、裁判官と共に、有罪・無罪や刑の決定に関与する制度を導入します。

裁判員は、「一般の国民」から無作為にリストアップされた人の中から選ばれることとされています。

裁判内容に、法律の専門家ではない国民の健全な社会常識が、より反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されています。

司 法

参 加

国 民

裁判員制度以外の参加制度

裁判所・検察庁・弁護士会の運営について、国民の意志をより反映させる仕組みの整備

そ の 他

司法をわかりやすく
司法に関する情報公開

など



21世紀の日本を支える司法を築くために



司法制度改革に関するご意見等は、下記事務局もしくは sihou@cas.go.jp までお寄せください。

司法制度改革推進本部事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎3階
TEL 03-5501-2511(代表)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/index.html>